

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 事業計画変更申請について
議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

- 報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 農地潰廃通報について
報第 5号 作付変更届について
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栞 原 一 郎 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |

22番 阿部 眞佐雄 委員 23番 田邊 稔 委員
24番 阿部 銀次郎 委員 25番 清野 秀作 委員
26番 星野 英治 委員 27番 内山 敏雄 委員
28番 渡邊 勝夫 委員 29番 熊倉 睦 委員
30番 原田 勝 委員 31番 小林 茂宏 委員
32番 坂井 浩行 委員 33番 横山 一雄 委員
34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 1名

6番 野崎 文夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	小熊 美栄子
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (村山会長代理)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

それから、本日午後1時から農業委員県内一日研修を実施しますので、よろしくお願
いします。

それでは、会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、
欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。17番、
捧譽委員、20番、村井善一郎委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題とします。

なお、5番、栗原一郎委員、8番、蒲澤正委員、9番、大桃伸之委員、15番、刈屋
一夫委員、18番、内山清委員、26番、星野英治委員、34番、廣川哲也委員、以上
の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限
により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午前9時33分 5番栗原一郎委員、8番蒲澤 正委員、9番大桃伸之委員、

15番刈屋一夫委員、18番内山 清委員、26番星野英治委員、

34番廣川哲也委員退席)

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正をお願いしたいと思っております。お手元に配付させていただきました議第1号の訂正表とあわせてご覧いただきたいと思っております。

議案については、42ページをお願いいたします。253番であります。契約期間の満了に伴い再設定を予定しておりましたが、所有者が11月8日に死亡され、11月28日付で取り下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。

これに伴いまして、82ページの下段の集計欄の「再設定」の件数を183件、面積を159万9,757.06㎡、「合計」の欄の件数を217件、面積を182万7,513.70㎡に訂正をお願いいたします。

訂正は、以上でございます。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願います。今月の申請は4件で、合計面積2万781㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

126番は、帯織地内の農地2筆、9,667㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

127番は、牛ヶ島地内の農地1筆、733㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

128番は、如法寺地内の農地3筆、3,910㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

129番は、貝喰新田地内ほかの農地計4筆、6,471㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。82ページをご覧願います。とあわせて先ほどの修正表をご覧いただければと思っております。今月の申請は、新規設定34件、面積22万7,756.64㎡、再設定183件、面積159万9,575.06㎡、合計では217件、面積182万7,513.70㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの130番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

130番から10ページの157番までの28件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

130番は、金子新田地内の農地1筆、1,412㎡。

131番は、福島新田地内の農地1筆、2,999㎡。

1 3 2 番は、西裏館 3 丁目地内の農地 3 筆、2, 9 2 3 m²。
1 3 3 番は、石上 2 丁目地内の農地 5 筆、2, 7 9 1. 2 0 m²。
1 3 4 番は、月岡地内ほかの農地計 8 筆、3, 4 9 0 m²。
1 3 5 番は、月岡 2 丁目地内の農地 1 6 筆、1, 6 8 9. 8 8 m²。
4 ページをお願いいたします。1 3 6 番は、矢田地内の農地 3 筆、6, 8 5 4 m²。
1 3 7 番は、笹岡地内の農地 1 筆、1, 9 0 2 m²。
1 3 8 番は、落合地内ほかの農地計 8 筆、6, 3 3 5 m²。
1 3 9 番は、西裏館 3 丁目地内の農地 6 筆、5, 6 2 3 m²。
1 4 0 番は、石上 3 丁目地内の農地 1 筆、1, 0 2 1 m²。
1 4 1 番は、同じく石上 3 丁目地内の農地 2 筆、1, 9 9 0 m²。
1 4 2 番は、同じく石上 3 丁目地内の農地 5 筆、3, 7 7 3 m²。
6 ページをお願いいたします。1 4 3 番は、同じく石上 3 丁目地内の農地 2 筆、2, 0 4 2 m²。
1 4 4 番は、金子新田地内の農地 1 筆、9 8 6 m²。
1 4 5 番は、荻島地内の農地 4 筆、3, 0 3 7 m²。
1 4 6 番は、大面地内の農地 1 筆、2 2 m²。
1 4 7 番は、笠堀地内の農地 1 筆、1, 4 2 9 m²。
1 4 8 番は、飯田地内の農地 2 筆、1, 5 5 0 m²。
1 4 9 番は、北潟地内の農地 2 筆、9 9 6 m²。
1 5 0 番は、牛ヶ島地内の農地 2 筆、2, 0 2 2 m²。
8 ページをお願いいたします。1 5 1 番は、月岡地内ほかの農地計 9 筆、4, 4 3 7 m²。
1 5 2 番は、上須頃地内の農地 2 筆、1, 6 5 5 m²。
1 5 3 番は、千把野新田地内ほかの農地計 1 0 筆、3 万 4, 5 4 9 m²。
1 5 4 番は、芹山地内ほかの農地計 8 筆、2 万 6, 9 1 5 m²。
1 5 5 番は、渡前地内の農地 9 筆、2 万 3 7 4 m²。
1 0 ページをお願いいたします。1 5 6 番は、同じく渡前地内の農地 7 筆、1 万 9, 6 5 4 m²。
1 5 7 番は、栄荻島地内ほかの農地計 4 筆、1 万 2, 3 0 5 m²。
以上、2 8 件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。
次の 1 5 8 番から 1 2 ページの 1 6 3 番までの 6 件、合計面積 5 万 2, 9 8 0. 5 6 m²は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。
それでは、1 5 8 番から順にご説明をいたします。1 5 8 番は、鬼木地内の農地 3 筆、1 万 3, 1 4 1 m²。
1 5 9 番は、下保内地内の農地 1 4 筆、9, 1 0 0. 5 6 m²。
1 6 0 番は、同じく下保内地内の農地 1 筆、5 0 4 m²。
1 2 ページをお願いいたします。1 6 1 番は、如法寺地内の農地 4 筆、8, 9 5 3 m²。

162番は、柳川新田地内の農地7筆、9,991㎡。

163番は、茅原地内の農地4筆、1万1,291㎡。

以上、6件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の164番から82ページの347番までの183件については再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告をお願いします。

第1調査部会長は、私の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

よろしくお願いいたします。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、11月22日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時23分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、事務局より取り下げの報告がありました案件を除き、所有権移転4件、新規設定34件、再設定183件、合計件数221件、面積184万8,294.70㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の215件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする6件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (村山会長代理)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

(午前9時48分 5番栗原一郎委員、8番蒲澤 正委員、9番大桃伸之委員、
15番刈屋一夫委員、18番内山 清委員、26番星野英治委員、
34番廣川哲也委員着席)

議長 (村山会長代理)

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長 (村山会長代理)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』ご説明をいたします。

83ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

84ページには、議第2号の参考といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に利用権を設定する農用地5万2,980.56㎡の利用配分計画(案)でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画(案)について、同法第19条第3項の規定により当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考といたしまして、本年10月13日現在の借り受け希望者リストを、第1調査部会については調査部会の際で、その他の委員の方については本日お配りをさせていただいております。この中で、議案の85ページの1番の借り受け人ほか2名の方については10月13日現在の借り受け希望者リストには登載をされておられません。今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の新潟県公告予定日の平成30年1月30日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画(案)についてご説明をいたします。85ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、議第 1 号の 1 5 8 番におきまして新潟県農林公社が利用権を設定する鬼木地内の農地 3 筆、1 万 3, 1 4 1 m²を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2 番は、1 5 9 番及び 1 6 0 番、下保内地内の農地 1 5 筆、9, 6 0 4. 5 6 m²。

3 番は、1 6 1 番、如法寺地内の農地 3 筆、6, 5 2 2 m²。

4 番は、同じく 1 6 1 番、如法寺地内の農地 1 筆、2, 4 3 1 m²。

8 6 ページをお願いいたします。5 番は、1 6 2 番、柳川新田地内の農地 3 筆、6, 0 2 8 m²。

6 番は、同じく 1 6 2 番、柳川新田地内の農地 3 筆、3, 9 6 3 m²。

7 番は、1 6 3 番、茅原地内の農地 4 筆、1 万 1, 2 9 1 m²。

以上 7 件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

1 2 番、大竹正信委員。

第 1 調査部会長（1 2 番大竹正信委員）

議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数 7 件、面積 5 万 2, 9 8 0. 5 6 m²で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から全件異議ないものと認めるという意見でありました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長（村山会長代理）

続きまして、議第 3 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

90ページをご覧ください。今月の申請は11件で、合計面積5万2,441.61㎡であります。

87ページにお戻りをお願いいたします。39番は、上保内地内の農地10筆、1,233.61㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

40番は、月岡地内の農地4筆、1,872㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

41番は、同じく月岡地内の農地6筆、2,974㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

88ページをお願いいたします。42番は、月岡2丁目地内の農地3筆、1,231㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

43番は、戸口地内の農地1筆、1,113㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

44番は、帯織地内の農地4筆、1,020㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

45番は、帯織南地内の農地1筆、3,240㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円あります。

46番は、下保内地内の農地1筆、561㎡を加茂市地内の農地2筆、372㎡と、譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換するものであります。

47番は、月岡3丁目地内の農地3筆、233㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

48番は、東大崎1丁目地内の農地13筆、1万5,392㎡を譲り受け人が遺贈により取得するものであります。

遺贈につきまして若干説明をさせていただきます。被相続人が遺言により自分の財産を他人に譲り渡す行為を遺贈と申します。遺贈につきましては、特定の財産を他人に与える特定遺贈と財産の一定割合を他人に与える包括遺贈とがございます。包括遺贈及び法定相続人に対する特定遺贈については、農地法第3条の許可を受ける必要はございませんが、今回の案件につきましては法定相続人以外である妹への財産の一部である農地を遺贈するというので、法定相続人以外の特定遺贈になりますことから、農地法第3条の許可申請が提出されたものでございます。

49番は、鬼木地内の農地17筆、2万3,572㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

説明は、以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの7件、贈与によるもの1件、遺贈によるもの1件、交換によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数11件、面積5万2,441.61㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（村山会長代理）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

91ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積1,397㎡であります。

11番は、須戸新田地内の農地1筆、635㎡を売買により取得し、社員駐車場26台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗公民館北側700m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の53番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、上須頃地内の農地4筆、500㎡を賃貸借権の設定により東側既存宅地等369.78㎡と一体利用し、貸し店舗1棟及び駐輪場20台等の用地として利用した

いものでございます。場所につきましては、三条大橋北詰北側200m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の54番で農地法第5条の許可申請がなされております。

13番は、東光寺地内の農地1筆、262㎡を西側の農地199㎡と合わせた461㎡を売買により取得し、駐車場18台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、東北電力栄変電所南東200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の55番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積1,397㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（村山会長代理）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

9ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積525㎡であります。

8番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、77㎡を駐車場5台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第二中学校東側450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番及び10番は、西大崎3丁目地内の農地2筆、224㎡ずつ、合計面積448㎡を共同で駐車場20台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、つくし保育園南側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積525㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言お願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（村山会長代理）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

96ページをご覧ください。今月の申請は14件で、合計面積8,829㎡であります。

93ページにお戻りをお願いいたします。53番、54番、55番は、先ほどご審議いただきました議第4号『事業計画変更申請について』の11番、12番、13番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

56番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、146㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条魚市場南東100m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

94ページをお願いいたします。57番は、井栗3丁目地内の農地1筆、52㎡を売買により取得し、北側既存宅地270.26㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第四中学校東側500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

58番は、須戸新田地内の農地1筆、178㎡を賃借権の設定により、携帯電話基地局建設事業に伴う工事ヤードの用地として平成29年12月1日から平成30年10月31日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、旭小学校南東900m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

59番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、300㎡を賃借権の設定により、大崎中学校区小中一体校校舎建設事業に伴う工事用車両駐車場12台の用地として平成29年12月1日から平成30年3月31日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大崎小学校北側200m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

60番は、籠場地内の農地2筆、1,886㎡を売買により取得し、事務所・工場1棟、駐車場15台及び通路・緑地等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎浄水場南西100m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

61番は、月岡地内の農地1筆、280㎡を売買により取得し、資材置き場及び駐車場4台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市総合運動公園東側200m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、上須頃地内の農地2筆、261㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の

用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター西側550m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

63番は、上須頃地内の農地1筆、2,598㎡を使用貸借権の設定により、東側既存宅地154.00㎡と一体利用し、アパート2棟、自転車置き場3棟及び駐車場42台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南西600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

64番は、下須頃地内の農地2筆、1,156㎡を売買により取得し、東側既存宅地220.27㎡と一体利用し、アパート1棟、自転車置き場2棟及び駐車場21台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR燕三条駅南東300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

96ページをお願いいたします。65番は、栄萩島地内の農地1筆、161㎡を売買により取得し、北側既存宅地92.56㎡と一体利用し、駐車場6台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、栄中央小学校南西800m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

66番は、福岡地内の農地1筆、215㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大浦小学校北側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数14件、面積8,829㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(村山会長代理)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長(村山会長代理)

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

97ページをお願いいたします。今回意見照会のありました案件は、三条地区の軽微変更1件でございます。位置につきましては、98ページの変更(案)箇所詳細位置図をご覧ください。

申請者は〇〇〇〇さんで、金子新田地内で農業を営んでおります。申請地は、金子新田乙314番のうち、面積189㎡で、台帳地目は田、現況地目は畑でございます。今回の軽微変更は、農機具格納庫1棟の用地として利用したいとするものでございます。

以上であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようお願いいたします。

議長(村山会長代理)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長(12番大竹正信委員)

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区における軽微変更1件、面積189㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長(村山会長代理)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(村山会長代理)

それでは、変更やむを得ないものと認めることで答申します。

第1 調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（村山会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（村山会長代理）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（村山会長代理）

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2 調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2 調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2 調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は12月27日午前9時半より予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（17番）

議事録署名委員（20番）
